

次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画について

2026年4月1日

社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会  
会長 川満 正人

本会では、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない全職員を含めた多様な労働状況の整備等、ワークライフバランスの向上を目指し、以下の行動計画を策定します。

計画期間

2026年4月1日～2031年3月31日（5年間）

内容

[ 目標 1 ]

計画期間中、育児休業等取得について、下記の通り行う。

女性職員：取得率 100%の維持

男性職員：取得率 50%を推進

[取り組み]

2026年4月1日～ 妊娠初期から職場復帰後も安心して働ける環境整備と制度の周知を行う

2026年4月1日～ 男性育児休業取得推進のため、育児参画がしやすい職場風土を醸成し、制度の周知を行う

[ 目標 2 ]

ワークライフバランス向上のため、法定時間外労働・法定休日労働において、年間平均時間の前年度比 10%減を目指す

[取り組み]

2026年4月1日～ 時間外労働と休日労働削減への取り組みの周知、および所属長等管理職による時間管理の徹底を図る

2026年4月1日～ 業務の効率化を意識し、DX化や業務の精査を行う

以 上